

柏市スポーツ顕彰要領

制定 平成18年4月1日

施行 平成18年4月1日

1 趣旨

この要領は、スポーツの分野において優秀な成績を収めた個人又は団体を顕彰し、もって市民の競技スポーツに対する意識の高揚と競技力の向上を図るとともに、本市のスポーツの振興に資することを目的とする。

2 対象

(1) 顕彰は、全国大会以上の競技大会において優秀な成績を収めた個人及び団体であって、次のいずれかの要件に該当するものについて行うものとする。

ア 柏市内に設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）に在学する個人又は当該個人により組織される団体

イ 柏市内に所在する事業所に勤務する個人又は当該個人により組織される団体

ウ 柏市内に住所を有する個人又は当該個人により組織される団体

エ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 対象となる大会は、次に掲げるものとする。

ア 国際大会：オリンピック等の国際的規模の大会で次のもの

(ア) オリンピック大会

(イ) 世界選手権大会（ジュニア大会含む）

(ウ) アジア大会（ジュニア大会含む）

(エ) パラリンピック大会

イ 全国大会：県予選会、選考会などの選抜手続きを経る全国的規模の大会で次のもの

(ア) 国民体育大会

(イ) 文部科学省が主催する選手権大会

(ウ) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する選手権大会

- (エ) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び当該協会に加盟する団体が主催する選手権大会
 - (オ) 全国小・中・高等学校体育連盟が主催する選手権大会
 - (カ) 全国高等学校野球連盟が主催する選手権大会
 - ウ その他特に市長が必要と認めたもの
- (3) 対象となる成績は、次に掲げるものとする。
- ア 国際大会における入賞
 - イ 全国大会における第3位までの入賞

3 顕彰の方法

顕彰は、記念品（楯）を授与することにより行う。

4 顕彰の時期

顕彰は、当該年度の大会の実績に基づき、年度末に行う。

5 推薦

市内のスポーツ団体及び学校等関係団体は、顕彰に該当すると認められる個人又は団体があるときは、別に定める柏市スポーツ顕彰候補者推薦調書（別記第1号様式）により市長に推薦するものとする。

6 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2項の規定は、平成30年4月1日以後に開催される大会等に係る推薦について適用し、同日前に開催された大会等に係る推薦については、なお従前の例による。

附 則

この要領は，令和元年9月3日から施行する。